

# 平成30年度第2回岩手県消費生活審議会議事録

日 時 平成30年11月2日（金）

10:30～11:45

場 所 県民生活センター 大ホール



## 【出席者】

### ○委員（五十音順）

磯田朋子委員 菊地清晴委員 工藤ひろみ委員 佐藤智一委員 菅原情子委員  
菅原三千司委員 沼田聡委員 平本丈之亮委員 米田ハツエ委員 松岡勝実委員  
宮崎勝徳委員 柳村典秀委員 山口研介委員

### ○事務局（岩手県）

大友宏司環境生活部長 高橋達也環境生活部副部長兼環境生活企画室長  
稲森久展技術参事兼県民くらしの安全課総括課長  
高橋雅彦消費生活課長兼県民生活センター所長

## 1 開 会

### ○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長

定刻となりましたので、ただいまから岩手県消費生活審議会を開催いたします。

私、本日の進行を務めさせていただきます環境生活部の稲森と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の委員の御出席でございますけれども、委員総数 16 名の半数以上となります 13 名の出席となっておりますので、岩手県消費生活条例第 37 条第 2 項の規定によりまして当審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、県の情報公開制度の一環といたしまして、この審議会の録音や会議録は公開となりますので、よろしくお願い申し上げます。

## 2 あいさつ

### ○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長

それでは、開会に当たりまして、岩手県環境生活部の大友部長から御挨拶を申し上げます。

### ○大友環境生活部長

おはようございます。平成 30 年度第 2 回岩手県消費生活審議会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席くださいまして誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃から本県の消費者施策の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この 6 月に改正民法が成立し、2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられることとなりました。これにより、これまで保護されてきた 18 歳、19 歳の若者の消費者被害

の拡大が懸念されているところであります。

また、後ほど御説明いたしますが、現在、国においては社会経済情勢の変化等を踏まえ、2020年度からの次期「消費者基本計画」の策定に向けた検討がなされております。県においても、国と同じ計画期間である次期「岩手県消費者施策推進計画」の策定に向け、今後、委員の方々や県民の皆様から御意見をいただき、検討を進めて参りたいと考えております。

本日は、岩手県消費者施策推進計画の平成29年度事業評価結果について御説明するほか、計画の改定スケジュール案について御説明することとしておりますので、さまざまな観点から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

また、岩手県次期総合計画の中間案と第1期アクションプランの素案についても御説明し、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

結びに、委員の皆様には県民の消費生活の安定と向上のため、今後も一層の御理解と御支援を賜りますよう、改めてお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 委員紹介

#### ○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長

会議に入ります前に、前回所用によりまして御欠席されました委員の方を御紹介申し上げます。

沼田聡委員でございます。

#### ○沼田委員

沼田です。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長

よろしくお願いいたします。

なお、佐々木淳子委員につきましては、所属団体の役員改選に伴いまして委員を辞任したい旨申し出がありましたので、東谷幸子委員が後任として就任されております。本日は、所用により欠席されておりますが、委員の交代についてお知らせさせていただきたいと思っております。

### 4 議 事

- (1) 岩手県消費者施策推進計画（H27～H31）の平成29年度評価について
- (2) 岩手県消費者施策推進計画の改定について

#### ○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

条例の規定によりまして、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以後の進行については、平本会長にお願いいたします。

#### ○平本会長

皆様、おはようございます。会長の平本でございます。

本日の会議の予定ですけれども、概ね 12 時頃の終了を目途に進めさせていただきたいと思っておりますので、皆様には議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

それではまず、議事録署名人の指名ですけれども、審議会の運営規程第 15 条第 2 項により会長が指名することとなっております。

つきましては、沼田委員と菊地委員を議事録署名人に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。議事の（1）、岩手県消費者施策推進計画（H27～H31）の平成 29 年度評価について、事務局から御説明願います。

#### ○高橋県民生活センター所長

県民生活センター所長の高橋です。座って説明させていただきます。

推進計画の平成 29 年度評価について御説明申し上げます。説明は、資料の 1、推進計画の平成 29 年度事業評価と、資料 1—1、推進計画【主要指標】事業評価一覧表、そして資料 1—2、推進計画【参考指標】実績一覧表のこの 3 つの資料で行います。

なお、現行の推進計画そのものは、お手元にグリーンの別冊、この中に綴り込んでありますので、後で御確認いただければと思います。

それでは、資料 1 を御覧いただきたいと思っております。左側の 2 の体系図でございます。この計画の推進方向として大きく 5 つの柱、そしてその右側に 14 の施策を立て、さらにこれらを実際に行うための主な取組を掲げておるものでございます。右側の表になりますが、この主な取組のうち、主要な指標として目標値を定めている事業が表の下の合計で 28 と事業がございます。その評価を項目ごとに一覧にしたものであります。評価の基準は、右上に書いてありますが、目標値に達する達成度に応じて A から C までとしております。そこで、この資料で総括させていただきますと、平成 29 年度、昨年度の評価でございますが、表の 29 年度のところの下を御覧ください。主要指標で 28 あるうち、27 事業が目標を達成した A 評価、残り 1 事業だけが概ね目標を達成したということで B 評価となりました。これが評価の結果でございます。中身については、後ほどお話し申し上げます。

なお、表の右下、57 という数字が入っております。これは、取り組むべき事業ではありませんけれども、目標値を立てて進捗管理をするというものには馴染まないということで、参考の指標として実績を確認しているものでございます。これも後で中身について説明させていただきます。

それでは、中身に入ります。資料の 1—1 を御覧ください。主要指標として目標数値を定めております 28 の項目につきまして、この 1 ページ、表の左から 6 列目に番号として 1 から 28 までつけております。主な取組だけ抽出して説明させていただきます。

まず、番号3、灯油の延べ調査回数です。灯油価格は、生活との関連性が高く、生活に必要な価格情報の提供を行う目的で実施しているものでございます。価格の調査結果としましては、国のデータ等々もございませけれども、県では独自に地域別のデータを調査し、公表しています。指標は、調査回数でございまして、灯油価格動向の状況に鑑み、通年で12か月間、4広域振興局で各10か所の販売店の価格調査を行い、年間トータル480回調査しているというものでございます。

次に、番号5、取組店舗割合でございませ。これは、単位価格表示の推進についての指標になります。単位価格というものをちょっと説明させていただきますと、商品には販売価格のほかに、例えば100グラム当たり何円とか、10ミリリットル当たり何円といったように、計量単位当たりの価格を併せて表示することによりまして、購入の際の価格比較を分かり易くして、消費者の選択の利便を図るといった狙いがあるものでございませ。

本県では、売り場面積300平米以上の店舗、444店舗ございませが、これを対象に、こちらで決めた37品目について調査を行っております。回答のありました348店舗、回答率が78.4%なのですが、うち、対象としている37品目の中で1つでも単位価格表示を実施している店舗は、取組店舗としてカウントしており、昨年度は取組店舗数202店舗で、58%という状況でございませ。この指標は、目標値として63.8%を掲げておりますが、これに及ばない結果でございませ、これが唯一B評価となったものでございませ。

ここに記載しておりませが、単位価格表示の実施率が高い品目を参考までにお知らせしますと、一番高いものは精肉、次にマグロ、サケといった順番となっております。逆に単位価格表示の取扱いが低い品目は、ジャガイモ、タマネギ、ティッシュペーパーとなっております。

それでは、ページをおめくりいただきまして、番号9、10のところでございます。それぞれ小学生親子、または高校生を対象にしたセミナーについて記載しています。小学生向けは、夏、冬休みに実施しています。高校生向けは、県教育委員会と連携しながら、48の高校などで4,504名の生徒に対してセミナーを開催しております。

次に、3ページに移らせていただきます。番号12、出前講座でございます。昨年度は26回実施しております。老人ホームや町内会などから依頼が寄せられ、テーマは、お年寄りを狙う悪質商法と対処法などで、開催地は内陸を中心に沿岸部など県全域から申し込みがございまして、今年も継続して取り組んでおるところでございます。

次に、下の番号16、相談解決割合ですが、この指標は「いわて県民計画第3期アクションプラン」の指標にも掲げているものでございませ。中身は、相談を受けた事案のうち、助言とか情報提供、あっせん、または、ほかの専門機関の紹介などによって解決した割合を解決率として示しているものでございませ。実績は96.6%となりました。この解決力をより高めていくために、相談員の資質向上を図るなど、今後も対応の充実を図っていきたいと考えているところでございませ。

続きまして、4ページをお願いします。番号22、多重債務者弁護士無料相談です。これ

は、県内8か所、県民生活センターのほか、奥州市、遠野市、一関市などで実施しております。年間114回開催し、昨年度は170件、多重債務以外の相談も含めると428件の相談実績となりました。例えば内容でございます。「銀行や消費者金融など複数の借り入れがあって、返済が困難だ。どうしたらよいか」といったようなもの、もしくは「親族が亡くなって、しばらくしてから消費者金融から返済の督促を受けたが、どうしたらよいか」など、いろいろなケースがございます。

5ページに参ります。番号25、26にございますが、市町村の相談体制の支援ということでございます。私どもから市町村へ訪問したり、または随時、相談解決へ向けた助言なども行っております。また、番号27、関係団体との連携につきまして、ネットワーク会議を開催するほか、最後、番号28でございますが、消費者110番を消費者月間行事として5月に開催しているところです。昨年度、29年度は47件、参考までに今年度は26件の相談があったところでございます。

以上、かいつまんで主要指標の取組状況を説明いたしました。

最後に、資料の1―2でございます。表題に参考指標と記載しております。例えば5番、6番のところなど、法律に基づく検査における違反件数でございますが、このように目標値の設定には馴染まないものの、数値としては押さえておく必要があるといったものなど、全部で57の項目を掲げております。1ページの(1)ということで、商品やサービスの安全について、各種法律に基づく安全性に関する監視指導等の状況を記しております。また、2ページを御覧いただければ、一番左側の縦の項目、(2)として、消費者と事業者との取引の適正化ということで、中身は商品の表示や契約に関する立入検査の状況など。続きまして、3ページになりますと、やはり縦の項目、(3)、消費者教育の推進については、食の安全、安心や医薬品の適正使用なども含めた消費生活に関する普及啓発の実施状況。また、おめくりいただきまして、4ページでございます。下のほうに(4)として、消費者被害の救済でございます。各種相談や警察への情報提供の状況を記しております。いずれも各項目、基準になる年の25年度の値と、28、29年度の実績の件数などを記載しておりますので、御確認いただければと思います。

以上、簡単でございますが、議事(1)の県の消費者施策推進計画の平成29年度評価について御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、お手元に当センターの取組の分かるようなカラーのチラシ類、例えば無料相談ダイヤルやカラーで三つ折りにしておりますが、センターのいろんな出前講座等の状況のチラシなどをお配りしておりますので、併せて御覧いただければと思います。

以上でございます。

#### ○平本会長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御質問あるいは御意見がございましたらよろしく願いいたします。

○磯田委員

単位価格表示の推進について質問ですけれども、先ほど説明で37品目中、1つだけでも表示していればオーケーということだったのですけれども、この444店舗中37品目全てやっているところというのはあるのでしょうか。

それと、1つだけのところで、次のときにはもう少し品目を増やすようにというような指導というのはされているのでしょうか。

○平本会長

事務局の方、お願いします。

○高橋県民生活センター所長

37品目、こちらで平成18年に設定した品目でございますが、それを全て扱って表示しているというところは、今確認がとれませんので、恐れ入ります。

さらに、今後指導していくのかという話なのですが、このように37品目そのものの見直しも必要かと思っておりますが、全体として最近、生鮮のものを扱わない量販店といいますか、例えばドラッグストアとか、そういうところも増えておりまして、やはり扱うものの多様化とか、逆にそういうところでも例えば新鮮なお野菜とか何かを扱うということになりますと、例えばグラム単位での表示をすることが増えてくる可能性もありますし、やはりそのお店の特性とか、私どもが設定する37品目というもののあり方と相まみえまして、私どもも検討していかなければならないと思っております。ただ、小売業者がそのような形で表示するということが全ていろんな、例えばティッシュペーパー10枚当たり幾らにするかとか、そういうことの不便さと消費者の利便性との兼ね合いを考えていかなければならない部分もございますので、そこはいろいろ考えていかなければならないと思っております。

○磯田委員

最近、同じ値段で安心していると、数量が減っていたりして、そういうのがすごく多く気になっていたもので、ぜひ品目の見直しも含めまして、取組を強めていただければと思います。

○平本会長

どうもありがとうございました。ほかの皆さんの御意見、御質問等はいかがでしょう。

沼田さん。

○沼田委員

沼田でございます。1つ確認をしたい点と、それから中身の質問があります。

1つ聞きたい点は、2ページですか、指標の番号で言えば10番と11番なのですが、10番の高校生等に向けてのセミナーのところに専門学校からの申し込みがあるというふうに書いているのですが、ここの専門学校と11番に記載されている専門学校向けのセミナーと高校生の中に含まれている専門学校との違いは何なのかというのをお聞きしたいということです。



それから、戻っていただいて、2番目なのですが、ガソリン価格を、灯油も含めて、県で毎月調べていただいて、私たちもかなり参考にさせていただいているのですが、この中で特に岩手県のガソリン価格の地域による価格差というのが物凄く、実は全国的にも大きくて、特に盛岡近郊のガソリン価格は全国平均から比べても著しく価格が安いと。安いのは非常に好ましいことではあるのですが、危惧しているのは、こういう価格差は全国平均から見ると著しいということは、何らかの形でまたぼんと戻る可能性があります。リッター当たり10円ぐらいも安いとなると、今まで安かったのだけれども、その安さに慣れていたのが、いきなりぼんと上がるという可能性もあるわけで、そこはかなり、県民の暮らしも、それから事業者の経費的にも、非常に厳しくなることも想定されるのです。何でこんなに価格が違うのかという点。

それから、もう一つ危惧するのは、岩手県のこの広い中で、石油関連の供給基地であるインフラが今経営的にも非常に厳しくなって、閉鎖しているところがどんどん出てきます。盛岡の近郊だけが安いとなると、県内の中からできるだけ盛岡近郊で入れたほうがいいだろうという消費者心理や事業主の心理が働きますと、ますます盛岡近郊ではないところのインフラも経営が不安定になって、さらに今ある既存のインフラも減少に拍車がかかるということにもなりかねないと私は思っているのです。非常に長期的に続いていますので。そういう観点からしてみると、県民の暮らしに長期的に見ると非常に影響を及ぼしかねない状況でありますので、県は民間の価格について介入することは当然なのは分かるのですが、やはりどうしてこういう状況になっているのか、あるいはこれが続くのか、石商組合さん等ときちっと意見交換をして、こういったことでインフラが減少することのないようにだとか、そういう手だてもやっぱり講じる必要があるのではないかなというふうに思います。せっかく価格が分かっているのです、これを県の政策としてできれば生かしてほしいなという思いがありましたので、もし、そのことに対して何らかの形で石商組合さん等といろんな意見交換をしているということであれば、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

#### ○平本会長

お願いします。

#### ○高橋県民生活センター所長

まず、最初の質問でございます。10番、11番の違いは何かということでございます。10番、メインは高校生としておりますが、実際記載の内容のとおり、専門学校も一部対象にしております。そうすると、11番の専門学校向けとどう差別化が図られるのかという御質問なのですが、こちらは私どもの建て付けの違いというか、簡単に言いますと10番では消費者トラブルの未然防止という内容が入っていますが、指標設定の考え方、表の左から4番目、金融経済セミナーという形で、消費者トラブルもありますけれども、一番メインとしているのは金融経済知識、金融リテラシーを中心として、ファイナンシャルプランナーの方等に金融経済の知識を主に教えていただく、講義いただくという建て付けにしているものが

10 番でございます。

11 番は、逆に専門学校を出てすぐ社会人になるということを想定していますので、消費者トラブルをメインに専門学校向けに、私どもの例えば、消費生活相談員がトラブルの実例などを紹介しているという、私どもの事業の提供の違いというだけでございまして、純粹にきちっと分けてというわけではございませんが、一応事業の建て付けで分けているというものでございます。実際は 10 番でも金融経済知識だけではなくて、そこに、せっかくいい機会ですので、消費者トラブルの未然防止というものも含めて入れているものでございます。

2 番目の政策としてどうかという形でございますが、ガソリン価格等の問題につきまして、私ども調査しております。それを国や経済産業省等にはいつも情報提供しているところでございますが、県内のあり方等につきまして関係団体と意見交換しているのかということ、私どもサイドではしておらないところでございます。県として、ほかの部、関係する商工や流通などと連携しながら、今日いただいた意見も踏まえて、考えていきたいと思っております。

○平本会長

ありがとうございました。沼田委員、あとはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○沼田委員

はい。

○平本会長

それでは、ほかの皆さんの御意見、御質問等がございましたらお願いします。

○高橋県民生活センター所長

事務局から、先ほど一番最初に御質問いただいた、店舗の中で私どもが設定している 37 品目全ての表示をしている店舗があるのかというお尋ねについて、今調べたところ、全てやっているところは県内に 4 店舗ございましたということでございます。

○平本会長

ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ、松岡委員。

○松岡委員

松岡でございます。質問になります。資料 1 の消費者被害の救済に関して、資料 1 の 4 ページになりまして、1 つは相談に関するところで、先ほども御説明があったのですが、4 ページの 22 番目、多重債務者の相談で、それ以外の相談も受け付けているということでございました。若干、親戚からの債務の請求の話もありましたけれども、これは参考までにどのような相談をほかに受け付けていらっしゃるのかということをお教えいただけたらと思います。

それから、同じ相談と関連するのですけれども、資料 1—2 です。4 ページの 52 番、これも同じやはり相談対応の充実になるのですが、初見の質問で、私が知らなかったという

ことなのでございますけれども、高度消費生活弁護士無料相談の、この高度とはどういう意味なのかをお尋ねします。

以上です。

**○平本会長**

ありがとうございました。では、事務局お願いします。

**○高橋県民生活センター所長**

それでは、最初の4ページの22番、多重債務、基本的には多重債務でございますので、借金とか貸し借りの問題の相談を受け付けるという状況でございますけれども、弁護士先生に無料で相談できるという機会でございますので、人によってはそれ以外の、例えば架空請求や今はやりの訪問販売などの一般的なこと、それ以外の消費生活相談もその中でされたり、借金の問題はないけれども、全く別の相続の問題などについて御相談される方もいます。それを全く排除するというわけではなくて、県民の皆様へのサービス向上という中で、多重債務以外もこの中で取り扱わせていただいているというものでございます。

先ほどの高度消費生活弁護士無料相談でございますが、実は私ども事業の名前として高度消費、こういう名前をつけておるのですが、実際は、多重債務相談とは別に、この県民生活センターにおいて、月に2回、弁護士さんに来ていただきまして、無料の法律相談を設けているというものでございます。理念としては、いろんな相談が複雑かつ多様化しているという、社会情勢も高度、複雑化しているというものに鑑みまして、その相談の内容も高度なものという捉え方をしておりますが、実際の相談の内容は架空請求から、先ほど申し上げた相続の問題など、いろんな形にわたりまして、高度ではないから受け付けないということではなくて、広く県民のいろんな消費生活相談に対応しているというものでございます。

以上でございます。

**○平本会長**

ほかの方はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

**○平本会長**

それでは、ただいまの事務局の説明を受けまして、議事(1)、岩手県消費者施策推進計画の平成29年度評価については、事務局の説明どおりということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**○平本会長**

それでは、その点については事務局の説明どおりといたします。

続きまして、議事の(2)、岩手県消費者施策推進計画の改定について、事務局から御説明願います。

**○高橋県民生活センター所長**

冒頭、資料2でございますが、差し替えをお願いしたいと思います。恐れ入ります。資

料の差し替え、中身は2番のところのタイトル、スケジュールのところに「案」と修正させていただきます。2番、計画改定の進め方（スケジュール案）ということで、御覧いただきたいと思います。

それでは、県の消費者施策推進計画の改定について説明をさせていただきます。現行の計画が来年、2019年度で終わりますことから、次の新しい計画に改定すべく、今後検討作業を進めていくことをスケジュール案も含めて、皆様に前もってお話しさせていただきたいと思います。

まず、この資料2の1の(1)、趣旨ですが、来年度で計画が満了することから、今後社会情勢や昨年センターが行いました県民意識調査の結果、これは後ほど御報告させていただきますけれども、それらを踏まえて計画を改定するものでございます。

(2)、計画の位置づけでございます。県の消費者施策を推進するための基本計画、また新しい県の総合計画、後ほどその他で説明させていただきますが、これにおける消費者行政分野の事業実施計画、さらには本県の消費者教育の推進計画としての性格をあわせ持つものでございます。

(3)、計画の基本目標でございます。ここに掲げるとおり、「消費者被害のない地域づくりをすすめ、消費生活の安定と向上を図る」をこれまでの計画の目標としてきたものでございます。

(4)、計画期間でございますが、2020年度から5年間とするものでございます。

次に、2の改定のスケジュール案でございますが、委員の皆様には、下の表に記しております来年4月以降、8月、12月と3回の審議会を予定しまして、その都度計画の案を御相談申し上げ、御意見を賜りたいと考えております。3回目の審議会では計画の基本的方向について答申を賜りたいと考えてもおります。併せてパブリックコメントなども実施して、県民の皆様や関係団体などからも意見を頂戴したいと考えております。その後、諸手続を踏まえまして、2020年4月から新しい計画を発効させたいと考えているものでございます。

以上、簡単でございますが、議事(2)、県の消費者施策推進計画の改定について説明を終わります。よろしく願いいたします。

#### ○平本会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御質問等ございましたら、よろしく願いします。

特にこの点については御意見なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

#### ○平本会長

それでは、議事(2)、岩手県消費者施策推進計画の改定については、事務局の提案どおり進めるという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

#### ○平本会長

では、そのような形です承することといたします。

## 5 報告

(1) 平成 29 年度消費生活に関する県民意識調査結果について

(2) 国の「第 4 期消費者基本計画のあり方に関する検討会」中間取りまとめについて

### ○平本会長

それでは、次は報告です。5 の報告に入ります。(1)、平成 29 年度消費生活に関する県民意識調査結果について御報告を願います。

### ○高橋県民生活センター所長

それでは、今後の県の次期「消費者施策推進計画」の検討に当たりまして、参考になると思われま情報を提供させていただきまのでございま。まず、昨年度、当センターが行った県民意識調査の結果について、概要を御報告申し上げます。

資料 3 を御覧ください。これは、今年の 5 月に県のホームページで公表したものでございま。1 ページをおめぐり願いま。1 ページの調査の概要です。1、目的として、この施策の検討や実施のため、各世代の消費生活に関する意識、実態を把握することを目的に実施したものでございま。3 の設計でございま。県内在住の 18 歳以上、5,000 人を無作為抽出し、郵送回答をいただいたところ。時期は、昨年 9 月から 10 月。4、結果でございまが、1,840 件、36.8%の回収率。いただいた回答を集計、分析して取りまとめたということの概要でございま。

調査結果です。2 ページを御覧ください。まず、「消費者問題の関心」です。(1) のところを御覧いただければ、関心度はトータル 7 割と高く、内容では下になるのですが、そのグラフの、例えば、関心があるというものは、①、「食品の関係」、②、「製品の関係」、いずれも安全性というものでございま。さらに、多いものは、④の「悪質商法」、⑤、「架空請求」への関心の度合いが高くなっておりま。

次に、5 ページを御覧ください。(2) ということ、「消費者被害の有無、内容」です。「過去 1 年間に被害に遭った方」は 4.9%で、「被害の経験がない方」は逆に約 9 割となっ。ていま。「被害の内容」でございまが、下のグラフで、多いほうから 8 番の「架空や不当請求」、1 番、「商品やサービスの内容」、5 番、「販売方法」となっ。ておりま。

次に、6 ページの (5) を御覧ください。「被害に遭った際の相談先」です。1 番、「家族、友人など身近な人」が最も多いのですが、その一方で、13 番、「誰にも相談しなかつた」というのがその次に多くなっ。ておりま。

続きまして、7 ページを御覧ください。上の (6) でございま。「被害に遭わないために重要と思うこと」でございまが、多いほうから、1 番、「消費者自身の自覚」、8 番、「悪質事業者の規制・指導強化」、2 番、「家族、友人、地域での情報交換」が多くなっ。ていま

す。

次に、その下の（７）、「高齢者に対する有効策」でございますが、２、「家族で日頃から話題にする」、７、「悪質事業者の規制・指導強化」、５、「報道に被害情報を取り上げてもらう」というのが多くなっています。

次に、８ページでございます。「消費生活に関する情報」です。（１）、その「情報の入手方法」です。１番、「テレビ・ラジオ」、２番、「新聞・雑誌」、３番、「家族・友人など」が多くなっています。

（２）、その下ですが、その「情報のうち重要と考えるもの」ですが、３番の「悪質商法の手口や被害への対処方法」、８、「リコール情報」、１、「消費生活に関する法律、制度」が多くなっています。

次に、１０ページでございます。「消費者教育」です。（１）、「受講経験の有無」ですが、「ある」が１４．２％、「ない」が８１．７％となっています。

１１ページに移ります。１１ページの下、（４）でございます。（４）の「受けてみたい教育の内容」でございますが、４番、「強引な勧誘など悪質手口に関する事」、３番、「食中毒など食品安全に関する事」、２番、「インターネット利用上の注意点」が多くなっています。

１２ページの（５）を御覧ください。「受けやすい教育機会」でございますが、多いほうから、４番、「学校や職場」、３番、「地域の町内会や老人クラブ」、１番、「自治体主催の講演会など」が多くなっています。

その下の（６）、「啓発対象として効果的なのは」ということで、６番、「高齢者」が最も多く、８番、「成人全般」、５番、「新社会人」、３番、「高校生」の順番となっております。

最後に、１３ページでございます。「行政の取組」ということです。（１）、「相談機関や窓口の認知度」です。「名前も内容も知っている」のは、①、「市町村のセンター」で３割、②、「当センター」と③の「国民生活センター」でそれぞれ２割弱となっています。

下の（２）の「行政に望むこと」ですが、多いほうから、６、「悪質事業者への指導・取り締まり強化」、１、「消費者被害などの情報提供の充実」、３、「学校や職場での教育・啓発の充実」が多くなっています。

説明は以上でございますが、これらの結果を今後の次期計画の検討に参考にさせていただければと思います。簡単ではございますが、報告の（１）、２９年度消費生活に関する県民意識調査の結果について説明を終わります。よろしくお願いたします。

#### ○平本会長

それでは、ただいまの報告について、御質問あるいは御意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、沼田委員。

#### ○沼田委員

沼田でございます。単純に聞きたいのですが、この調査の回収結果の有効が３６．８％と、

これがいいのかどうかというのがよく分からなくて。一般的に行政の方々がやられるような調査というのが大体どのくらいのリターン率というか、有効なのかお聞きしたい。私も、滝沢市に住んでいるのですけれども、結構滝沢市からもよく来るので、今日は柳村市長さんも来ているので、それぞれの行政でやられるとこのくらい出るよねというのは多分お分かりだと思うので、お聞かせいただければと思います。

#### ○高橋県民生活センター所長

行政全体としてこの数字が妥当だというのは、存じ上げないのですが、一般論として、大体4割くらいというのがあるようでございます。これが低いか、本当に有効かということ、やはり疑問はあるかと思えますけれども、ほかのところも4割。4割でいいとは絶対言うつもりはございませんけれども、今回回収した中での結果をお示ししますとこうですというだけで、当然これを全て鵜呑みにするわけではなくて、また委員の皆様方からいろいろ御意見を頂戴したいと考えております。参考として御報告申し上げました。

#### ○平本会長

よろしいでしょうか。ほかの皆さんはいかがでしょうか。御質問等ございましたら。ございますか。どうぞ。

#### ○工藤委員

今の回収結果、私もちょっと少ないのではないかなと。5,000件出して千幾つ返ってきて、郵送ですよ。切手もちょっと高くなりましたよね。相当のコストをかけて、このくらいの回収率で、その中で属性というのが出て、18、19歳と、先ほど成人年齢が引き下げられるということで、18歳から19歳の方、2.2%で、逆に何人ぐらいの方がこれ書いてくださったのかなと、同じぐらいの子供を持つ母として思ったのですけれども。

#### ○高橋県民生活センター所長

2.2%になりますと、回答した数となれば、ちょうどその下にnとなっていて、nが40と、こちらになります。

#### ○工藤委員

18、19歳の方が40人ですか。

#### ○高橋県民生活センター所長

さようでございます。18、19歳の方です。

#### ○柳村委員

実際私から見れば高いと思っていました。先ほど4割と言っていましたけれども、4割というのはなかなかいく数字ではなくて、滝沢市の場合も毎年意識調査ということで3,000人に対してやっています。それで、3,000人に出して、1,000をちょっと超えるぐらいなのです。やっぱり三十数%ということなので。そして、何人まで来れば誤差がどの程度だという計算式があるのです。それで見ていくと、恐らくプラス・マイナス、36.8%ということで行くと、回答の誤差率というのが5%以内ぐらいに収まるのではないのかなということで、大体どの程度来れば、正確性がこの程度に収まりますということなので、十

分これで私は把握できる数字ではないかと思っています。

#### ○平本会長

ありがとうございました。ほかの皆様の御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

#### ○平本会長

それでは、この調査結果を踏まえまして、次期推進計画の策定にぜひ生かしていただきたいというところでよろしくお願いします。

それでは続きまして、(2)、国の「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」中間取りまとめについて、事務局から御報告をお願いいたします。

#### ○高橋県民生活センター所長

それでは、今後の県の次の「消費者施策推進計画」の検討に当たりまして、参考になるかと思われま情報を引き続き提供させていただきます。こちらは、国の「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」の中間取りまとめについて御報告申し上げます。

資料4でございます。1ページを御覧ください。国では、2020年度から次の「消費者基本計画」の策定を目指しております。有識者による「計画のあり方に関する検討会」などをこれまで開催してきておりまして、先般7月に中間取りまとめを行い、公表したところでございます。この資料の上の箱のほうの3行目と下の③のほうにもありますが、国では今年の年末に検討会の最終の取りまとめを行って、これを踏まえて来年度中に新しい計画を策定し、決定、公表するという運びの予定でございます。

恐れ入りますが、先に3ページを御覧ください。こちらは現行の国の第3期の基本計画です。来年、2019年度までの5年間の計画でございます。1行目にありますが、そもそも国は消費者基本法によりまして、消費者政策の計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないとされております。政策の大綱や必要な事項を定め、閣議決定、公表ということを行うことになっております。

下の表に現在の計画の6つから成る施策の構成が掲げてあります。1の「安全の確保」、2の例えば景品表示法などによる「表示の充実・信頼の確保」、3、「取引の適正化」、4、教育の推進などによる「消費者が主役となって行動できる社会の形成」、5の「消費者の被害救済」、6の「行政の体制整備」で構成されておまして、現在もこの枠組みに沿って、国では施策を推進しているところです。

お戻りいただきまして、2ページ、こちらを御覧ください。国の次の計画策定に当たって配慮すべき視点、または現在の計画では十分に盛り込まれていない点など、国の検討会における中間取りまとめの概要でございます。上のほうが状況変化です。左側でございますが、高度情報通信社会の進展などによりまして、産業構造が変化する、また生活の利便性が飛躍的に向上するとしております。真ん中でございます。貧困・格差、超高齢化社会の到来や、取り残される消費者の存在というものを掲げております。右側でございますが、



国連で2015年に採択された「持続可能な開発目標SDGs」や、例えば、革新技術、IoT、人工知能、ビッグデータ等々といった先端技術を産業や生活に取り入れて、社会全体の最適化を図る未来社会、「Society 5.0」の実現を目指す機運の高まりなどを挙げております。ちなみに、「Society 5.0」、5番目の社会ということですが、1番目は狩猟社会、2番目は農耕社会、3番目が工業社会、4番目が情報社会、それに続く新しい社会ということで、「Society 5.0」といったような概念だそうです。

それで、このような状況変化を踏まえまして、下に4つの消費者政策の視点を掲げています。まず、1番の「健全な消費生活環境の確保」でございます。SDGsへの対応としまして、その下にESGとありますけれども、これは環境、社会、企業統治の英語の頭文字をとったもので、例えば、環境に配慮した事業活動などを促進していくといったようなもののほか、この下には国際化進展への対応として、例えば、リテール決済、これは個人や中小企業等を対象とした小口取引におけるキャッシュレスの決済とか、下には外国人旅行者の消費者トラブルへの対応強化を掲げているものでございます。

2番の「消費者の権利の尊重」ですが、高度情報通信社会の進展への対応として、消費者の利便性と保護のバランスを図ったルール策定や、次の高度情報通信社会に対応した消費者保護として、自分のデータの適切な管理や楽天やアマゾンといったショッピングモール、例えば、プラットフォーム型ビジネスと言うのだそうですが、このシステム全体のルール策定や若者の広報、相談の受け付けにはSNS、例えば、ツイッターやフェイスブックといったものの活用を掲げています。

3番の「消費者の自立支援」ですが、自立の視点として2つ目のエシカル消費、例えば、エコ商品を購入するなどの倫理的消費を促すといった意識改革、脆弱な消費者への対応として、積極的に対象者がいる場所に出向いて支援するというアウトリーチ型の支援、消費者教育の充実として、成年年齢引き下げへの対応や若年者教育を掲げているところでございます。

4番の「政策推進のための体制」ですが、消費者行政の推進力の向上として、消費者問題が複雑化し、従来の省庁縦割りでは対応できない状況下で、消費者庁が司令塔、エンジン役としての役割を發揮する。3つ目に、消費生活センターの人員確保、専門性向上を掲げています。次に、消費者団体の活性化として、近年会員の高齢化、会員数の減少などで活力が低下している中で、新たな担い手確保のために団体の活性化の検討をしていこうとか、最後に多様な情報の収集、活用を掲げているところです。

説明は以上ですが、国では今年末に検討会の最終取りまとめが行われます。今日お話しした内容が改められる可能性もございますので、お含みおき願います。いずれにしましても、今日御説明した内容も今後の県の次の計画検討の参考にさせていただければと思います。

簡単ではございますが、報告(2)の国の検討会中間取りまとめについて説明を終わります。よろしく申し上げます。

○平本会長

それでは、ただいまの県からの報告について、何か御質問がございましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

国の検討状況について、県が把握していることの御報告ということでしょうか。

(「はい」の声)

○平本会長

それでは、国の検討状況ということで、こちらはよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

6 その他

○平本会長

それでは、6番目のその他に移ります。委員の皆様には事前に資料をお送りしております。県の次期総合計画についての御説明を事務局からお願いします。

○加藤政策推進室特命課長

政策地域部政策推進室の加藤と申します。本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。私から、岩手県次期総合計画長期ビジョンの中間案、それから次期総合計画アクションプランのうち素案として公表いたしました政策プランについて御説明申し上げます。

それでは初めに、資料、長期ビジョンの概要版によりまして説明させていただきます。座って失礼いたします。

こちらの長期ビジョンにつきましては、4月の本会におきまして構成の案、骨子を説明させていただきましたが、その後の検討状況を交え、全般について説明させていただきます。

まず、資料の下段を御覧ください。教育ビジョンにつきましては、6月13日の素案公表後、パブリックコメント、県内11カ所での地域説明会、知事と市町村との意見交換会などを踏まえまして、さまざま御意見をいただいております。これらの御意見を踏まえた見直しを行い、今般中間案として公表するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、資料上段でございます。長期ビジョン、全体で8章による構成としております。下段、「はじめに」でございますが、総合計画の役割等についての詳細は省略いたしますが、県の総合計画につきましては県民の皆様をはじめ、多様な主体の方々と一緒に取組を進めていくためのビジョンとしても位置づけているものでございます。

次のページに参りまして、上段でございます。復興計画との関係について記しております。今後の県政運営に当たって、引き続き東日本大震災津波からの復興に取り組んでいくことが大きな柱となりますが、復興計画の期間が今年度までとなっております。そのため、

次期総合計画は現行の復興計画を引き継ぎ、これを含めて策定することとしております。

下段に参りまして、理念でございます。1の「時代的背景」としまして、地方創生に向けた東京一極集中の是正を進めていくためには、より地方の暮らし、仕事を起点とする政策に転換していく必要があることや、幸福度に着目した研究や政策の活用が進んでいることなどを記しています。

また、2の「岩手県における背景」といたしまして、震災からの復興を進めるに当たって、幸福追求権を原則の一つとして取り組んできたことなどを記しています。

次のページに参りまして、世界各国、内閣府や自治体において、幸福度に着目した研究が進められている状況についてまとめているものでございます。この背景でございますが、高度経済成長期に社会経済状況を示す指標として主に用いられてきた、いわゆるGDPの伸びといった経済成長が必ずしも人々の幸福に繋がっていないとの指摘のもと、こうした経済指標に加えて、物質的な豊かさだけではない、さまざまな要素にも着目する必要があるという考え方で、各種の取組が進められております。

下段でございますが、幸福をめぐる研究や活用の動きをまとめております。既に三重県、福岡県、また本県ですと滝沢市が幸福をキーワードとして総合計画を策定されているところでございます。

次のページに参りまして、上段でございます。「計画の理念」といたしまして、幸福を育てるための取組を推進していくこと、あらゆる主体がそれぞれ主体性を持って、みんなで行動していくこと、ソーシャル・インクルージョンの観点に立った取組を推進することを掲げております。

さらに、社会が持続的に発展していくためには、自然環境やエネルギーをはじめ、幸福の基盤を次世代に引き継いでいくことが重要となりますことから、4として「幸福と持続可能性」について、国連サミットで採択されました「誰一人として取り残さない」といったSDGsと本県の考え方と相通ずるものがあるということで、記しております。

次のページに参りまして、第2章、「岩手は今」でございます。いわゆる時代の潮流としまして、世界、日本、岩手、それぞれにまとめております。

次のページに参りまして、3、「岩手の変化と展望」でございます。本県における人口減少と東日本大震災津波からの復興についてまとめているものでございます。

次のページに参りまして、上段、「岩手は今」の岩手の可能性、強み、弱みをまとめているものでございます。こちら、今回の中間案におきましては、政策分野につきまして、以前の説明ですと8プラス1の9つの政策分野で整理しておりましたが、今回新たに共通の土台としまして、⑩、参画という分野を加えた10の政策分野としているところでございます。分野の設定の考え方につきましては、下段に記載のとおりでございます。健康・余暇から自然環境までの幸福に関連する領域がありまして、それを下支えする共通の土台として社会基盤、主にハードであります。それと参画ということでセット、それが土台となると、このようなつくりになっているものでございます。

さらにページをおめくりいただきまして、第3章、「基本目標」でございます。これまで御説明しました理念や現状認識等を踏まえ、基本目標を「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」としていただいております。この考え方としまして、次期総合計画は大震災津波からの復旧、復興の取組の中で学び、培った経験を生かし、県政全般に広げていくこと、幸福を守り育てる岩手を実現することが全ての県民が希望を持つことができる「希望郷いわて」になることなどを記しております。

資料下段、第4章、「復興推進の基本方向」でございます。復興推進につきましては、これまでの2つの原則や、目指す姿を引き継ぐこととした上で、ページをおめくりいただきまして、従前の「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」の3つの原則に、「未来のための伝承・発信」を新たに加えた「より良い復興～4本の柱～」として取り組んでいくこととしております。資料の下段からそれぞれの柱ごとの取組をまとめているものがございます。下段が「安全の確保」、ページ移りまして、「暮らしの再建」、下段、「なりわいの再生」、おめくりいただきまして、今回新たに加えた「未来のための伝承・発信」の取組内容を記載しているところがございます。

ページ移りまして、第5章、「政策推進の基本方向」でございます。こちら、先ほど触れました「岩手の幸福に関する指標」研究会が示した幸福に関する12の領域をもとに、10の分野を政策体系としております。

その上で、資料下段になりますが、(1)、「健康・余暇」につきましては、「健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手」ということで、それに向けた5つの政策としてそれぞれ書いておりますが、こちらの政策を展開していくこととしております。次のページ以降、10の分野、同様のくくりでございまして、上段に「家族・子育て」ということで分野、その下、あるべき姿としてのサブタイトルがございまして、箱書きで政策を記載しております。順次言ってまいります。34ページの(10)、「参画」までが柱ごとの政策の方向性でございます。

次のページでございますが、第6章、「新しい時代を切り拓くプロジェクト」でございます。こちらは、より長期的な視点に立って新しい時代を切り拓いていくプロジェクト、1のILCプロジェクトから次のページの下段の11の人口密度向上プロジェクトまでの11を掲げているところがございます。これがいわゆる目玉施策といえますか、より先駆的、先進的なプロジェクトということで掲げているものがございます。

さらに、ページをおめくりいただきまして、第7章、「地域振興の展開方向」でございます。こちらにつきましては、本県の4圏域の取組方向や県北沿岸振興などの基本的な考え方を示すものがございます。

下段に4広域振興圏ごとの目指す姿をまとめております。

次のページに参りまして、第8章、「行政経営の基本姿勢」でございます。こちらは、県における今後の行政経営に関する基本的な考え方を示すものであり、地域意識に根ざした

県民本位の行政経営の推進をはじめとした、4本の柱に基づく取組を進めていくこととしております。

続きまして、もう一つの資料、「岩手県次期総合計画第1期アクションプラン—政策プラン（仮称）—（素案）」の概要版によりまして、政策プランの素案について御説明申し上げます。こちらでございます。「政策プラン（仮称）（素案）概要版」でございます。資料の下段を御覧ください。長期ビジョンに基づくアクションプランにつきましては、復興プラン、政策プラン、地域プラン、行政経営プランの4つのプランで構成し、マニフェスト・サイクルを考慮した4年間の計画期間として作成することとしております。そのうち、今般、政策プランを先行して素案として公表したものでございます。

おめくりいただきまして、政策プランの構成についてでございます。政策プランは、長期ビジョンに掲げる政策の方向性を具体的に記載するものでございまして、まず1つ目としまして、各政策分野の客観的指標、その下、県が取り組む具体的な推進方策、4年間の工程表、さらに県以外の主体に期待される行動ということで、構成しています。

資料の下段から指標の考え方について整理したものでございます。「幸福指標研究会報告書」におきましては、指標に関しまして幸福に対する領域ごとに県民の方々がどの程度幸福を実感しているかといった主観的指標、また領域ごとに完全失業率をはじめとした統計データに基づく客観的指標に区分されています。

あわせて主観的指標につきましては、短期的な数値の変動に着目するのではなく、また目標値を設定して管理すべき性質のものではないといった取りまとめが行われているところでございます。

その上で、次のページに参りまして、上段でございますが、そうした考え方を踏まえまして、主観的指標につきましては、県民意識調査を通じて毎年度県民がどの程度幸福を実感しているかといった状況を把握していくこととし、一方で、政策プランにおきましては、統計データに基づく客観的な指標を掲げ、政策評価で進捗管理を行っていくこととしております。

資料下段でございますが、長期ビジョン、政策プランを含めた次期総合計画における政策の体系を整理したものでございます。まず、上段、長期ビジョンにおきましては、基本目標に掲げる「お互いに幸福を守り育てる」、これに関連する10の政策分野を掲げた上で、政策プランにおきまして政策項目を体系立てているものでございます。

おめくりいただきまして、上段、I、「健康・余暇」の分野におきましては、まず左にございますが、指標項目としまして、統計データに基づく客観的指標、例えば健康寿命、脳血管疾患で亡くなられる方の数、余暇時間をはじめとした指標を掲げまして、その達成に向けた具体的な推進方策ということで、右側になります。政策項目と県が取り組む方策ということで体系立てているものでございます。

以下、各政策分野同様のくくりでございますが、本会に関わりますところといたしましては、12ページのVの「安全」でございます。28の「事故や犯罪が少なく、安全・安心に

暮らせるまちづくりを進めます」といったところがこちらとの関わりになろうかと思いません。

最後に、今後のスケジュールでございますが、長期ビジョンの中間案、また政策プランにつきましては、現在パブリックコメントを終えまして、それぞれ意見反映を進めているところでございます。長期ビジョンにつきましては、今月、案としてまとめまして、条例の規定に基づき議会に報告。政策プランにつきましては、復興、地域、行政経営を含めました4つのプランをあわせて中間案として、お示しする予定でございます。

以上が長期ビジョン（中間案）、政策プラン（素案）の概要でございます。

#### ○平本会長

御説明ありがとうございました。

それでは、今の県からの説明について、皆様の御質問なり、御意見なりございましたらお願いいたします。ございませんか。特に御発言ないということであれば、この件についても御説明いただいたとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

#### ○平本会長

では、こちらについても終了させていただきます。

それでは、6、その他の部分について終了しましたので、本日の議事については、これで終了します。本日の審議会を通じまして、全体として何か委員の皆様から御意見、御質問等ございましたら、最後に頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

#### ○沼田委員

審議会につきまして、1点だけ意見を述べさせていただきたいと思えます。沼田でございます。

私、日程の調整で、私の日程がちょっと合わなくて、前回欠席をさせていただいたのですが、その際に事務局の方に資料に基づいて1点意見を述べさせていただきました。後ほど担当の事務局の方から御回答もいただいたのですけれども、事前に申し出た意見等について、審議会に報告がされておられません。議事録を見たところ、そうでした。年に2回しかない委員会で、日程調整しても出席がかなわないといった場合に、こういった委員の意見を表明したとしても、それが取り扱ひ上、審議会に出されていないということは、その意見の取りまとめは結局どういうことになっているのかなど。資料送付のときにも、欠席の場合も御意見等ありましたらお申し出くださいというふうになっているのです。この議事録の中身がオープンに、ホームページ上でもオープンになっていますので、県民からしてみると、欠席した方は何もしていないのではないかというふうにも見られるわけです。したがって、年に2回、日程調整しても欠席だったという方は何もしていないのではないかと受けとめられかねないのです。したがって、事前に委員から意見があったもので、委員からきちっと了解を得た上で審議会にこういった意見がありましたということは報告して、議事録に残すべきなのではないのかなど。でない、と、事務方に申し出た部分につい

ては、全部それは表に出てこないということにもなりますので、ぜひその点について検討していただきたいなと思います。

#### ○高橋県民生活センター所長

御意見ありがとうございます。本当に意見申し出いただいた扱いにつきましては、御本人の御了解も得た上で取り扱い等を検討させていただきたいと思ひますし、十分そういう意見が反映されるよう、運営について考えて参りたいと思ひます。ありがとうございます。

#### ○平本会長

多様な意見を県の施策に反映するのはこの委員会の主旨ですので、ぜひ前向きに検討していただければと思ひます。

ほかに御意見等ございましたら、この機会にいかがでしょうか。

#### ○松岡委員

一般的な話として、先ほどありました民法の改正によって、2022年から18歳から成年になります。18歳というのは、高校3年生から大人になるということは、その段階でいろいろクレジットカードの扱いなど自由に契約を大人として結ぶことができるということです。先ほどデータも出ていましたけれども、20歳からというデータプラス高校生も入ってくるという状況の中で、これについては弁護士会もそうですけれども、18歳成年というのは問題が起きるのではないかとということで、各方面から懸念が出ております。そういった意味で、早目に県でもそういった教育とか、これは大学でもそうなのですけれども、施策を予めいろいろ検討して、大きな被害が出ないように、各方面の方々にいろいろ協力をし合っていきたいというふうに思っております。若干意見というか、そういうことでございます。

#### ○高橋県民生活センター所長

御意見ありがとうございます。私どももちょうどそこに今主眼を入れて、例えば、高校ですと県の教育委員会と一緒に、いろんな取組というか、そういうものを考えているところでございますし、いろんな教材なども含めて、学校教育現場で使ってもらうよう働きかけをしているところでございます。

さらに、高校だけではなくて、当然おっしゃられた大学とか専門学校とか、若い人たちにいろんな形で伝播する機会とか、セミナーとか、いろんな形で働きかけをしていきたいと思ひますので、今後とも大学側とかいろんな関係、企業でも早く勤められた方とかまだ若い方もいらっしゃいますし、いろんな形で協調しながら、啓蒙していければと思ひます。またいろいろと御意見を賜りたいと思ひます。ありがとうございます。

#### ○平本会長

ほかの皆さんはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

#### ○平本会長

それでは、特にほかに御発言ないようですので、進行について事務局にお返ししたいと

思います。御協力ありがとうございました。

## 7 閉 会

### ○稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長

平本会長さん、どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の審議会を終了させていただきたいと思います。委員の皆様、御協力ありがとうございました。